

**国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会
設計・施工プロセス専門部会**

規 約

(総則)

第1条 新しい建設生産システムを構築するための具体的な取組のうち、設計・施工プロセスに係る検査や評価の仕組みづくりに関して、専門的に検討を行うため、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」に「設計・施工プロセス専門部会」（以下、「本部会」という。）を設置する。

(本部会の事務)

第2条 本部会は、設計・施工プロセスに係る検査や評価の仕組みづくりに関する事項を審議する。

(本部会の構成)

- 第3条 本部会は、会議の長（以下、「部会長」という。）及び委員をもって組織する。
- 2 部会長は、会議を統括する。
 - 3 委員の構成は、部会長が指名した者とする。
 - 4 本部会は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
 - 5 本部会は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

(本部会の開催)

- 第4条 本部会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 2 会議の公開は部会長の判断による。
 - 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部技術調査課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項については、本部会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成18年11月15日から施行する。